

(参 考 図 書)

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>制限する用途 建築条例 により制限</p> | <p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。</p> <p>政令：建築基準法施行令第130条の8の2第2項</p> |
| | <p>上記政令で規定する大規模集客施設（その他これらに類する部分） 場内車券売場及び勝舟投票券発売所</p> |
| <p>位置及び区域</p> | <p>(位置及び区域) 位置及び区域は計画図表示のとおり 市内準工業地域全域（ただし、中心市街地（約80ha）内における準工業地域を除く）</p> |